

会 議 開 催 案 内

令和 7 年度第 1 回宮古市特別職報酬等審議会を次のとおり開催します。

令和 7 年 4 月 1 8 日

宮古市特別職報酬等審議会

1 開催日時

令和 7 年 4 月 2 3 日（水） 午後 3 時 0 0 分～

2 開催場所

宮古市役所 4 階特別会議室

3 議題

- (1) 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の議員報酬の額について
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について
- (3) 行政委員の報酬の額について

4 傍聴定員

5 人

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
- (4) 受付開始時刻は、午後 2 時 4 0 分です。
- (5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。

6 問い合わせ先

総務部総務課給与厚生係 電話 0 1 9 3 - 7 7 - 5 0 2 0

傍聴要領

宮古市特別職報酬等審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市特別職報酬等審議会の長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい受付を終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、宮古市特別職報酬等審議会の長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。